

岩見沢市における冬の節電対策について

国や道、北海道電力㈱から要請がありました本年の冬の節電につきまして、広報いわみざわ12月号で、節電のご協力を呼びかけています。

市は、市役所や公共施設において、今夏に引き続き、照明のこまめな消灯や間引き、事務機器の節電などを、取り組む期間を12月1日（土）から3月31日（日）に拡大して実施します。

記

1 市民へ節電の呼び掛け

【期 間】 12月10日（月）～12月28日（金） 平日 16時～21時

1月 7日（月）～ 3月 1日（金） 平日 8時～21時

3月 4日（月）～ 3月 8日（金） 16時～21時

【目 標】 7%以上の節電

（上記期間以外には、数値目標が設定されていませんが、可能な限り節電）

【内 容】 目標を達成するために

- 冬の一般家庭での午後7時ごろの器具別消費電力は、照明、冷蔵庫、テレビ、暖房で全体の約5割を占めているため、厚着をして室内の設定温度を20℃に保ったり、家族一緒に暖かい食事をとったり、家族団らんでテレビを見たりして、使っていない部屋の照明や暖房の使用を控えるなどの取り組みにご協力ください。

2 市役所が取り組む節電

【節電期間】 12月1日（土）～3月31日（日） 8時～21時

【節電目標】 7%以上の節電

【取組例】 照明や電気製品、OA機器など使用の見直し、ノーカラーデーの実施などを今夏に引き続き行うほか、室温を19℃程度に保つよう暖房機器を設定するなど節電に取り組みます。

【取組確認】 各施設で節電推進員を置くとともに、毎月実施状況の報告を得て、節電目標の進捗状況を確認します。

岩見沢市における今冬の節電対策の取り組みについて

1 基本的な考え方

今冬の電力の安定供給確保に向けて、国や道からの要請に基づき、今夏に引き続き市民に対し、広く節電の取り組みを呼びかけ、実行する。
このため、市自身も一電力使用者として、率先して取り組む。

2 対策期間

次の期間を対策期間として実施する。

平成24年12月1日（土）から平成25年3月31日（日）まで

3 対象施設

- ・市庁舎などの市施設

4 取組内容

- ・基本的に、節電要請時間（8時から21時まで）を重点的に、節電の取り組みを実施する。
- ・施設ごとに夏季に実施した取り組みを継続するとともに、基本的な取り組みを行う。
- ・職場の状況に応じ職員が行動していく事項（職場単位）について、職員の創意工夫をもって実施していく。

・なお、具体的な取り組みの実施について、来庁者の理解が得られるよう周知を図る。

区分	取り組み
基本的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■廊下・執務室照明 ⇒ 執務時間は、支障のない範囲で減灯 (執務時間の減灯、照明の間引き、昼休みの消灯、時間外勤務中の不要な照明の消灯の徹底など) ■電気製品 ⇒ 使用方法の見直し (電気ポットの使用控え・中止、冷蔵庫の使用の見直し、コーヒーメーカーの使用を控えるなど) ■暖房機器 ⇒ 室温を19℃程度に保つように設定 (重ね着等によるウォームビズを励行し、室温をこまめに管理する、ブラインドの適正な調整など) ■OA機器 ⇒ 待機電力の削減 (昼休み時間などパソコンの不使用時にコンセントを外すなど)
職員行動	<ul style="list-style-type: none"> ■次の取り組みなどについて、職員の創意工夫により実施 <ul style="list-style-type: none"> 【OA機器】 <ul style="list-style-type: none"> ・退席時におけるパソコンのコンセントを外す ・離席時におけるパソコンのスタンバイモード化 ・長時間離席時の電源オフ ・コピー機・プリンタの利用減（むだな印刷をなくす）など 【職場環境】 <ul style="list-style-type: none"> ・節電推進員による節電行動チェックなど 【周知徹底・情報共有】 <ul style="list-style-type: none"> ・府内LANによる節電の呼びかけの強化 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベータの利用を控える ・トイレ内の照明は、使用時以外は消灯する。 ・トイレ鏡照明、温水便座の使用を控えるなど
その他	■ノー残業デーの実施

5 取組目標

・平成22年度の12月～3月における使用最大電力等に対し、7%以上の削減を目指して取り組むものとする。

平成22年度最大需要電力	7%削減値	平成24年度取組目標値
7,012kW	491kW	6,521kW